

台湾の輸入日本食品に関する放射能検査の状況について

現在(6月23日)の台湾の輸入日本食品に関する放射能検査の状況は以下の通り。

1. 規制の種類

(1)福島、茨城、群馬、栃木及び千葉県の全ての食品は、3月26日以降に日本を出港したものは輸入禁止とされている。

(2)上記5県以外の食品は、台湾への輸入時に放射能検査が実施され、果物、野菜、水産物、海草類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフードの8大食品(注1)及び米類は全ロット検査が実施されている。

(注1)8大食品を定義した税則コードは[別紙](#)参照。

(注2)税則コードは財政部関税総局の税則コード検索システムを参照。

<http://www.customs.gov.tw/Rateweb/search1.aspx>

(3)上記5県以外の加工食品は、台湾への輸入時に放射能検査が実施され、強化ロット検査が実施されている。

対象県	品 目	規制内容
福島、茨城、群馬、 栃木、千葉	全ての食品	輸入禁止
上記5県以外	果物、野菜、水産物、海草類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフードの8大食品(注1)及び米類	台湾にて 全ロット検査
	加工食品	台湾にて 強化ロット検査

2. 放射能検査の運用状況

(1)台湾に輸入される日本食品の放射能検査は、輸入港にて衛生署食品薬物管理局がサンプルを抜き取り、原子能委員会の分析センター(核能研究所(桃園)、輻射偵測中心(高雄))の2箇所のいずれか一方)に送付され、以下の分析器機で精密検査が実施される。

①輻射偵測中心(高雄)	②核能研究所(桃園)
・ORTEC GEM-70200-P ・CANBERRA GC4020 ・CANBERRA GX2520	・ORTEC GEM-30 ・ORTEC EGPC-30 ・ORTEC HPGE3 ・ORTEC GMX30

(2) サンプル抽出量: サンプリングは1ロット当たり600gを抽出。1ロットの考え方は輸入検査申請書単位とされている。

(3) 検査費用: 行政院原子能委員会による負担となっている。

(4) 検査日数: 検査所にサンプルが到着後、約半日程度で検査結果は出るが、実態としてはサンプル移動等を含めて約2～3日を要している。

(5) 検査合格基準: 合格基準は、台湾の基準(ヨウ素300ベクレル/kg、セシウム370ベクレル/kg)であり、この基準を超えたものは不合格となる。検査結果は、衛生署食品藥物管理局の以下ウェブサイトで公表される。

http://www.fda.gov.tw/itemize_list.aspx?site_content_sn=2356

(6) 基準値違反食品の処理方法: 荷主が返送又は全量廃棄のいずれかを選択する。